

吹田市公告 第221号

吹田市バリアフリーマスタープラン及び基本構想ほか策定委託業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和5年5月2日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- | | |
|----------|---|
| 1 業務名称 | 吹田市バリアフリーマスタープラン及び基本構想ほか策定委託業務 |
| 2 業務場所 | 吹田市内一円 |
| 3 履行期間 | 令和5年6月9日～令和9年3月31日 |
| 4 業務種類 | 土木設計 |
| 5 業務概要 | 既存の基本構想及び道路特定事業計画の見直し 一式
バリアフリーマスタープランの策定 一式
基本構想及び道路特定事業計画の策定 一式 |
| 6 予定価格 | 事後公表とする。 |
| 7 最低制限価格 | なし |
| 8 入札回数 | 2回 |
| 9 入札保証金 | 吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除。 |
| 10 契約保証金 | 契約金額の10%以上 |

- 11 支払条件 (1) 前払い 有り
 (2) 中間前払い 無し
 (3) 部分払い 有り

- 12 契約不適合責任期間 2年

- 13 入札参加資格 以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に登載されており、参加希望種目が土木設計であること。
- (3) 本市の資格者名簿（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に登載後、1年を超えている者であること。
- (4) 直接雇用し、次のいずれかに該当する者を管理技術者として配置できること。
 - ア 技術士法による二次試験のうち技術部門を「建設部門または総合技術管理部門」（選択科目を「道路」または「都市及び地方計画」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者で、同業務の実務経験を有する者。
 - イ （一社）建設コンサルタンツ協会が認定するRCCM（登録部門「道路」または「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者で、同業務の実務経験を有する者。
- (5) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- 14 入札参加資格確認申請及び結果通知

- (1) 入札参加希望者は、次のとおり入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認申請に係る参加資格確認結果通知先（以下「添付書類」という。）を提出（以下「入札参加申請」という。）し、本市の入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加申請に必要な書類
 - ① 申請書 —— 様式1
 - ② 添付書類 —— 様式2
 - ③ 誓約書 —— 様式3
- (3) 申請書、誓約書及び設計図書等の交付及び申請受付場所
 - ア 交付方法
 吹田市土木部総務交通室ホームページからダウンロードするものとし、窓口や郵送、宅配による交付はしない。
 - イ 申請受付期限

令和5年5月18日（木）午後5時30分まで（土・日及び祝祭日を除く）

なお、申請書及び資料は 書面にて持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

ウ 申請受付場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

（4）入札参加資格に関する質疑

ア 提出方法

下記日時に書面により持参するものとする。

イ 受付期限

令和5年5月9日（火）午後5時30分

ウ 受付場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市役所 南千里庁舎4階 総務交通室

エ 回答日時

令和5年5月12日（金）

オ 吹田市土木部総務交通室ホームページに掲載する。

（5）入札参加資格の確認の結果は次のとおり通知する。

ア 通知日時

令和5年5月24日（水）

イ 通知方法

電子メール（添付書類（様式2）記載のアドレスへ送信）

（6）その他

ア 事前審査は、資格者名簿への登載、登録業種、指名停止の有無を審査する。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。提出された申請書等は、返却しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

オ 申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

カ 資格「有」の者には、電子メールにて結果通知として入札関係書類を送付する。

15 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

（1）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和5年5月26日（金）午後5時30分まで

イ 提出場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号
吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

ウ 提出方法

任意の様式による書面を持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。説明を求められた場合には、次のとおり求めた者に対して書面で回答する。

ア 回答日時

令和5年5月30日(火) 午前9時から正午まで

イ 回答場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号
吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

16 設計図書等に関する質疑

(1) 質疑書(様式4)の提出方法

電子メールにより提出すること。

電子ファイルの形式は Microsoft Excel 又は PDF (質疑書(様式4)については、吹田市土木部総務交通室ホームページから様式をダウンロードすることができる。)とし、送信の際には必ず事前にウイルスチェックを行うこと。なお、電話等による質疑は一切受け付けない。

(2) 質疑受付期限

令和5年5月16日(火) 午後5時

(3) 送信先メールアドレス

doukan-soumu@city.suita.osaka.jp

(4) 回答日時

令和5年5月18日(木)以降

(5) 回答方法

吹田市土木部総務交通室ホームページに掲載する。

17 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和5年6月1日(木) 午前10時00分(時間厳守)

(2) 入札場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

18 入札方法

- (1) 郵送、宅配、電送又は電報等による入札は認めない。
- (2) 開札において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は 2 回までとする。
- (3) 再度入札を実施した場合、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者から随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

19 入札の辞退

入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けないものとする。

20 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって業務委託料とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

21 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって開札した者を落札候補者とする。
- (2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札候補者を決定する。

22 入札等の延期又は中止

本件入札執行にあたり、特別な事情が発生した場合には、入札等を延期又は中止することがある。

23 事後審査

落札候補者に対しては、事後審査するので、以下の書類を提出すること。

- (1) 提出日時
令和 5 年 6 月 2 日（金）正午まで
- (2) 提出場所
吹田市南千里庁舎 4 階 総務交通室
- (3) 提出書類
 - ア 配置予定技術者等調書（様式 5）
 - イ 技術者経歴書（様式 6）

- ウ 管理技術者の資格者証の写し
- エ 管理技術者を直接的かつ恒常的に雇用していることが確認可能なもの

24 落札決定の取消し

(1) 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けたとき、又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

ウ 正当な理由がなく、本市工事請負契約等に係る発注要領第44条に定める期間内に契約を締結しないとき

(2) 前号の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責任を負わないものとする。

25 契約保証金の納付

落札者は、次の各号に掲げる業務委託料の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

エ この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

オ この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

26 問い合わせ先

吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市土木部総務交通室（吹田市南千里庁舎4階）

電話 06-6872-1651